

三重県立上野高等学校定時制いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでもどの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめ防止等のため、日頃から教育活動を通じて、豊かな心や道徳性、自律性を育みます。
- (2) いじめは、被害側の生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、「いじめを許さない」学校づくりに取り組みます。
- (3) いじめの防止・早期発見・事案対処に努め、被害側の生徒を守るとともに、加害側の生徒には毅然とした態度で指導を行うとともに、いじめの原因や背景等についても解消できるよう努めます。
- (4) 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、学校・家庭・地域との連携協力を努めます。

3. いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) 定時制いじめ防止委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各担任、人権教育担当、養護教諭とする。
必要に応じてスクールカウンセラー、医師、警察など外部専門家を加えるものとする。

(2) 定時制いじめ防止委員会の役割

- a 定時制いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。
- b いじめ防止対策年間計画の策定と取組についての評価。
- c 定期的な個人面談及びいじめアンケートの実施と結果集約。
- d いじめの認知、及び、解消に必要と考えられる調査や対応。

4. いじめ防止の指導体制

学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制を別に定める。

別紙1

また、教職員が生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙2

5. いじめの防止及び早期発見の取り組み

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取り組みや、いじめアンケートなど早期発見のための取り組み、教職員の資質向上を図るための研修などを計画的・体系的に行い、保護者や地域への啓発及び連携を図っていくため、年間計画を別に定める。

別紙3

6. いじめ事案への対処

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、定時制いじめ防止委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認及び認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については別に定める。

別紙4

7. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

ア、いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、生徒が自殺を考えた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の生徒の状況を見て判断し、対処する

イ、本校生徒の相当期間の欠席の理由がいじめに起因すると考えられる場合。「相当期間」については一定期間連続して欠席している場合や、数日間の欠席が断続的に継続している場合において、適切に調査を行ったうえで学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手する。

ウ、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。この時は重大事態が発生したものとして調査や報告にあたる。

(2) 重大事態への対処

学校が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、定時制いじめ防止委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対処する。

8. 本方針の取扱い等

本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会において保護者や地域に情報発信を図るものとする。

また、見直しについては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、生徒・保護者・地域の意見を積極的に取り入れるよう留意する。